南町等屋外運動施設に関する質問と回答

回答日：令和８年 10 月 30 日

番号	項目	質問内容	回答
（１）	業務仕様書	質問の背景 公募書類における「帯広市南町多目的運動広場」の扱いにつきまして、書類間で表記および位置づけに以下の違いが見受けられます。 『指定管理者業務仕様書』における表記 第 II 章（5 ページ）におきましては、「帯広市南町球場（3 面及び南町多目的運動広場を含む）」と記載されており、南町球場に付随する一体的な維持管理対象として位置づけられています。 『別表 1 施設概要』における表記 『別表 1 施設概要』（2 ページ）におきましては、「帯広市南町多目的運動広場」が独立した施設として記載されており、その概要欄に「ゲートボール場 6 面、フットサルコート 2 面 8,910 ㎡ ほか緑地 2,400 ㎡」と個別の設備構成が明記されています。 2. 質問事項 単独施設・付随施設としての位置づけの整合について	帯広市南町多目的運動広場につきましては、別表 1 では施設概要を明らかにするために独立した施設として記載しておりますが、管理運営にあたっては、業務仕様書に記載のとおり、帯広市南町球場と一体的に維持管理を行う施設として取扱ってください。

		業務仕様書においては「南町球場（南町多目的運動広場を含む)」として付随施設・一体管理の扱いとなっている一方、別表１では単独施設として個別の規模が表記されています。本広場の管理体制や提案の整理にあたり、実質的には業務仕様書の通り「南町球場と一体的に維持管理を行う付随施設」と捉えてよろしいか。	
（２）	業務仕様書	ゲートボール場６面、フットサルコート２面」の整備・維持管理の必要性について 別表１の概要欄にございます「ゲートボール場６面、フットサルコート２面」につきまして、開場に向けた個別のコート設営（転圧・目地入れ・ラインやコート枠の設営等）および専用コートとしての維持管理を行うことが指定管理業務として求められているのか。あるいは、南町球場の一体的管理の範囲として、敷地全体の定期的な除草・清掃・安全確認等の環境整備を行うことで足りるのか。	帯広市南町多目的運動広場の管理運営については、業務仕様書に定める指定管理業務の範囲を満たすことを前提に、帯広市南町球場との一体的な管理の中で、敷地全体の除草、清掃、安全確認等の環境整備を行うことを基本とします。
（３）	業務仕様書	仕様書 Ⅰ 施設共通 2.指定管理業務の範囲 (1)施設の維持管理業務 ①施設の利用に関する業務 に記載の「総合利用調整」についてお尋ねします。 総合利用調整には、大会利用の調整に加え、特定の団体等による独占的な利用を防止し、市民の公平な利用機会を確保するための利用調整(1 団体等あたりの申請回数、利用時間、利用施設数等について基準を設けて行う調整等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	業務仕様書に記載する「総合利用調整」とは、大会利用の日程調整等に限らず、施設の設置目的に沿った適正な利用及び市民の公平な利用機会の確保の観点から行われる利用調整を含みます。 したがって、利用状況や施設の特性等に応じて、特定の団体等に利用が偏らないよう調整を行うことがあります。なお、具体

		また、当該基準については、指定管理者が市と協議の上で定め、運用するとの理解でよろしいでしょうか。	的な調整方法や運用については、条例、規則その他市等が定めるルールに基づき、市と指定管理者の協議の上で対応するものとします。 また、こうした対応を行うにあたり、必要に応じて新たに基準等を設ける場合がありますが、これについても既存のルールとの整合を図りながら、市と指定管理者との協議の上で定めるものとします。